

宇治田原町道路台帳補正等業務委託

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 (適用範囲)

1. 本特記仕様書は、宇治田原町道路台帳補正等業務委託（以下「本業務」という）に適用する。尚、本仕様書で指示していないものについては、京都府土木設計業務委託必携等によるものとする。
2. 設計図書、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要な事項は調査職員の指示に従い受注者の負担により施工するものとする。

第2条 (目的)

1. 本業務は、宇治田原町（以下「発注者」という）が管理する道路について、道路法に基づく道路台帳（図面及び調書）を最新の状態に更新し、国土交通省への報告数値と地方交付税の基礎数値資料を作成すること、併せて、京都府統合型GISから閲覧できるようGISデータを整備することを目的とする。
2. 境界管理事務の基礎資料が京都府統合型GISから閲覧できるよう、発注者の指示する境界確定資料からGISデータを作成することを目的とする。

第3条 (関係法令)

1. 本業務は、本特記仕様書によるほか、次の法令及び規定に従い、調査職員の指示、監督のもとに履行しなければならない。
 - (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
 - (2) 道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）
 - (3) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
 - (4) 国土交通省道路施設現況調査要項
 - (5) 宇治田原町公共測量作業規程
 - (6) 京都府土木設計業務等委託必携（令和3年3月）
 - (7) 地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）
 - (8) 宇治田原町財務規則
 - (9) 宇治田原町個人情報保護法施行条例
 - (10) その他関係法令

第4条 (提出書類)

1. 本業務の実施に先立ち、受注者は発注者に以下の書類を提出し、承認を得るものとする。
 - (1) 着手届
 - (2) 工程表
 - (3) 管理技術者、照査技術者、主任技術者届
 - (4) 実施計画書

第5条 (疑義)

1. 受注者は、本業務実施にあたり、本特記仕様書及び設計書等に明示無き事項及び疑義を生じた事項については、その都度、発注者と協議し、発注者の指示に従うものと

する。

第6条（管理技術者及び照査技術者）

1. 受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならないものとする。
2. 管理技術者は、測量法に規定する測量士の資格を有するものとし、業務全般にわたり技術的な管理を行うものとする。
3. 照査技術者は、道路台帳関連業務及び地理情報システム（以下「GIS」という）に精通し、実務経験豊かな技術者で空間情報総括監理技術者の有資格者とする。

第7条（主任技術者）

1. 受注者は、設計図書に定める成果物を作成するために必要な測量の技術上の管理を行う主任技術者を定めるものとする。
2. 主任技術者は、測量法に規定する測量士の資格を有するものとし、現場作業の管理及び当該作業に関する一切の事項を処理するものとする。

第8条（秘密の保持及び情報セキュリティ）

1. 本業務の履行にあたって、受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することの無いように努めなければならない。
2. 受注者は、本業務により知り得た情報については、業務中はもちろんのこと、完了後も第三者に漏らしてはならない。また、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止、情報セキュリティの適正な管理の為、適切な情報管理体制とセキュリティ体制を担保し、業務を遂行しなければならない。
3. 本業務の実施については、本特記仕様書に定めるもののほか、「宇治田原町個人情報保護法施行条例」に準拠して実施するものとする。

第9条（検査）

1. 受注者は、本業務完了後、速やかに所定の成果品を発注者に納品し、検査職員の検査を受けなければならないものとする。

第10条（補償）

1. 受注者は、次の事項に該当する場合、自己の責任においてこれを補償しなければならない。
 - (1) 発注者により受注者に貸し出す重要書類及び資料に亡失、損傷、汚損等を生じた場合。
 - (2) 作業終了後、受注者の責任と認められる使用上不備な成果品が発見された場合。

第2章 業務内容

第11条 （業務の概要）

1. 本業務の概要は次の通りとする。

1年目

項 目	作業数量
(1) 道路台帳付図補正（ルート変更に伴う全面補正）	0.1500km
(2) 道路台帳付図補正（現道を拡幅した部分補正）	0.0500km
(3) 道路台帳付図補正（路側構造物等設置に伴う部分補正）	0.1km
(4) 道路台帳付図補正（照明、標識等の設置及び舗装種別変更等）	1 基
(5) 道路台帳調書データファイル作成（補正延長）	0.300km
(6) 道路台帳調書データファイル作成（総延長）	193.902km
(7) 路線網図データ更新	0.1500km
(8) 境界明示データ入力	5件
(9) システムセットアップデータ提供	1 式
(9) 成果品とりまとめ	1 式
(10) 各種製本	1 式

※2年目以降の業務概要についても上記業務概要とする。総延長も193.902kmままとする。

第12条 （道路台帳附図補正）

1. 計画準備・資料収集整理

本業務が円滑に遂行できるよう、業務の実施方針、各作業工程等の事項を整理した業務計画書の作成を行う。また、必要となる資料を収集し、作業を円滑に進めるための整理を行うものとする。

2. 現地調査

既存測量成果や各種測量機器を用いて、地形、地物を測定し、必要な各種表現事項、名称等を現地において調査・確認し、その結果を旧道路台帳平面図データの出力図等に記入して、修正数値編集に必要なデータ及び資料を作成するものとする。

3. 数値編集

現地調査の結果を基に、図形編集装置を用いて既存の道路台帳現況平面図データに追加、削除、修正等の編集を行い、道路現況平面図データを修正するものとする。

4. 台帳項目調査

補正箇所について、道路法施行規則第4条の2及び既存の道路台帳図データに記載のある道路台帳項目で更新が必要な項目を現地で調査するものとする。

5. 台帳図編集

数値編集を行った道路現況平面図データをもとに、道路台帳平面図の地形・地物および道路台帳項目（起終点記号・路線番号・路線名・幅員及び側溝寸法・舗装種別等）を修正し、道路台帳図データを整備するものとする。

6. 構造化データ修正

過年度業務において整備した構造化データ（道路台帳図データから、路線ごとに各種調書が作成可能となるよう整備されたラインおよびポリゴンデータ）について、前項までに修正を行った地形項目及び台帳項目を反映したデータとなるように修正を行うものとする。

7. 道路台帳附図データファイル作成

前項までに作成した道路台帳平面図データから各種数値地形図データファイルの作成を行うものとする。

第13条 （道路台帳調書データファイル作成）

1. 前項までに作成した情報をもとに、道路台帳調書データを更新する。なお、本作業における調書は、更新区間単位に追加・補正・削除を行う。更新した道路台帳調書データに対して、全路線の電算処理を行い、指定の様式による各路線別調書を作成するものとする。

第14条 （路線網図データ更新）

1. 本業務において変更のあった路線に対し、資料をもとにデータ修正を行うものとする。

第15条 （境界明示データ入力）

1. 発注者が貸与する境界明示図書について、スキャナ等の入力機器を用いてスキャニングデータを作成する。作成したスキャニングデータを基に、明示位置のライン入力を行い、属性情報を付与するものとする。

第16条 （システムセットアップデータ提供）

1. 本業務で整備した各種GISデータを京都府統合型GISの運用保守業者へ提供するものとする。

第17条 （成果品とりまとめ）

1. 本業務の成果品として業務報告書を作成し、発注者に納品する。道路台帳平面図製本を作成するものとする。

第18条 （納入成果品）

1. 受注者が発注者に納入する成果品は次の通りとする。

(1) 製品仕様書	1式
(2) 道路現況平面図データ（レベル1000）	1式
(3) 道路台帳平面図データ（レベル1000）	1式
(4) 道路台帳調書データ	1式
(5) 路線網図データ	1式
(6) 境界明示データ	1式
(7) 道路台帳図出力製本（レベル1000）	1部
(8) 道路台帳図出力製本（レベル2000）	1部
(9) 業務報告書	1式
(10) 打合せ協議記録簿	1式
(11) その他発注者が指示するもの	1式